

第1回政令指定都市問題研究会 会議の概要

1 日時

平成18年7月20日（木） 午後2時から午後4時まで

2 場所

柏市役所第2庁舎5階 第3委員会室

3 主催者

東葛広域行政連絡協議会（事務局：柏市）

4 会議の概要

●市町村合併をめぐる動向について

千葉県市町村合併担当課長から、これまでの市町村合併の動向、新合併特例法、千葉県市町村合併推進構想等について、別添資料に基づき説明があった。

●調査・研究項目とスケジュール、市民等への公開について

事務局から、今後2か年をかけて実施する政令指定都市問題研究会での調査・研究項目及び全体スケジュールについて、別添「資料1」及び「資料2」に基づき素案を説明。

説明に対する主な意見として、「調査項目など、政令指定都市にかなり踏み込んだものとなっており、単なる調査・研究という趣旨から方向がずれてきていないか。」「政令指定都市を目指すことが前提ではないが、市民等への情報提供や今後の可能性を把握する意味で、中間報告としてのパブリックコメントやシンポジウムの実施は必要では。」「政令指定都市問題の研究を行う過程の中で、住民に公開し意見を聴くことは重要であり、避けて通れない。」「パブリックコメントの実施にあたっては、何を市民に聴くのかを明確に押えておく必要がある」など、特に、中間報告としての市民等への公開という点における活発な議論が交わされた。

結論として、市民等に対する中間報告は実施することとし、公表・情報提供の方法等については、下部組織であるワーキンググループで今後検討していくこととなった。

また、調査項目、スケジュールについては、次のとおり、事務局の素案どおり決定した。

<調査項目>

- ・政令指定都市制度に関する検討（平成18年度実施）
- ・東葛地域の広域的まちづくり課題（平成18年度実施）
- ・政令指定都市に係る詳細検討（平成19年度実施）

※中間報告としてパブリックコメント等の実施

●コンサルタントへの委託内容・委託先について

政令指定都市問題の調査・研究にあたっては、コンサルタントへ委託することとし、具体の委託事項、委託期間、委託先等について、「資料3」及び「資料4」に基づき、事務局から説明を行った。

協議の結果、まず、次の委託事項を追加することとなった。

- ・今後の政令指定都市制度改正の可能性の有無等を踏まえた論点整理について
- ・県と政令指定都市との権限の違いについて

次に、成果物の検証は誰が行うか明確にしたほうがよいとのことから、ワーキンググループの中で検討することとなった。

また、調査委託目的の中で、「市民の意見等を経て」とあるが、これは中間報告としてなのか、全体的な意見なのか、どの程度のことを想定しているのかとの意見があった。

これについては、どういった意見が市民から出たのかを整理する程度と事務局では捉えているが、正式にはワーキンググループの中で検討することとなった。

次に、委託先については、「資料4」の「委託先の選定について」だけでなく、6市が共通認識をもつという意味でも、仕様書としてきちんとワーキンググループで作成しておくこと、また、選定理由については、実績だけではなく、協議会としての主体性をもった理由が本来、委託先の選定理由となるべきではとの意見が出た。

結果、委託契約にあたっては、ワーキンググループで仕様書としての整理を行い、合併関連の実績のあるコンサルタントに委託するという一方で、事務局案どおり、各構成市の了解を得た上で進めていくこととなった。

●研究会の会議録の公表について

研究会の会議概要は、原則公表することとなった。

公表媒体、公表内容・公表の時期については、各構成市でなるべく統一できるように、今後、ワーキンググループで検討・整理していく。